

表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人武蔵野法人会(以下「本会」という。)の理事、監事、委員会委員、支部役員及び部会役員ならびに本会に多大な貢献をした者に対する表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 永年、本会の運営に寄与した者及び本会の活動に多大の貢献をしたと認められる者に対し、次の基準により理事会の承認を経て、感謝状または表彰状を贈呈する。

(1) 永年、本会の運営に寄与した者

理事・監事	通算	6年以上
委員会委員	通算	8年以上
支部役員		8年以上
部会役員	通算	8年以上

ただし、周年記念式典の表彰基準については、上記役員の勤続を10年以上とする。

(2) 永年、本会の運営に寄与し退任した者

理事・監事	通算	6年以上
委員会委員	通算	8年以上
支部役員		8年以上
部会役員	通算	8年以上

(3) 当会の活動に多大の貢献をしたものと当会が認めた者

(申請の手続き)

第3条 前条に該当し、表彰を受けようとするときは、毎年4月末(周年記念式典の表彰については3月末)までに所定の書類を次の者が作成し、会長に提出する。

理事・監事 総務組織委員長 委員会委員 各委員長 支部役員
各支部長 部会役員 各部会長

(表彰の方法)

第4条 感謝状または表彰状は本会会長名で総会または記念式典等において贈呈する。

2. 前項における受賞者には、記念品を贈るものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年7月18日から施行する。
2. この規程の一部を改定し、平成23年4月1日から施行する。
3. この規程の一部を改定し、平成27年4月1日から施行する。